

社人研 DP- Child Support and Poverty of Single Mother Households in Japan- by Akiko Oishi  
へのコメント

(独) 労働政策研究・研修機構 周 燕飛

## 1 主な内容

日本の母子世帯の約8割は離婚によるものであるが、離別父親から養育費を受け取っているのが離婚母子世帯の2割に過ぎない。そのため、養育費の徴収強化が母子世帯の貧困解消策の一つとして大きく期待されている。

この論文は、JILPT「第1回子育て世帯全国調査」(2011年)の離別母子世帯サンプル(N=498)を用いて、仮に日本の離別父親が「Wisconsin 養育費ガイドライン」に従い、養育費を100%支払ってくれた場合、母子世帯の貧困率、生活保護率と児童扶養手当の受給額がどの程度下がるかを、シミュレーションしたものである。その結果、仮に養育費が100%支払われる場合、母子世帯の貧困率、生活保護率、児童扶養手当の受給額はそれぞれ14.5ポイント(58.9%→44.4%)、1.8ポイント(4.8%→3.0%)と11.4%ポイントも下がることが分かった(表7、表8)。

## 2 貢献

- ① 日本の母子世帯の養育費問題に関する実証分析(とくに英語の文献)が非常に少ない中、この論文は日本の母子世帯に対する公的援助制度や養育費問題を分かりやすく丁寧に解説しており、資料的価値が高い。
- ② この論文は、養育費の徴収強化の意義と重要性を、具体的なシミュレーション結果をもって明らかにした初めての实証研究である。
- ③ 海外でも同種の研究(Huang(1999)が台湾、Garfinkel(1991)が米国について)が行われているので、この論文の結果を持って日本を国際比較の対象に加えることができる。

## 3 気になった点

### (1) 児童扶養手当の「5年ルール」(Time Limit)に関する分析

児童扶養手当の受給期限が5年を超えた場合にその受給額が最大50%カット、いわゆる「5年ルール」の是非についての分析が行われている。具体的には、母子世帯の貧困率や生活保護受給率が「母子世帯の経過年数(受給年数の代理変数)が5年以上かどうか」との相関性が低いことや(表3)、「5年ルール」が導入された場合、母子世帯の貧困率が上昇し(表6)、低収入層が増える等のシミュレーション結果(図1)が示されている。

## 【コメント】

現在一時的に凍結されている「5年ルール」は復活の兆しがあるため、仮に復活した場合には母子世帯の貧困率や福祉依存度にどのような影響をもたらすかを分析することが政策的に重要なテーマである。

しかし、「5年の時限ルール」に関する分析は、この論文の本題である養育費の分析との関連性が必ずしも強くない。養育費の議論にフォーカスして、「5年ルール」に関する分析の部分（表3、表6、図1）を割愛した方が良いかと思う。

## (2) 養育費 (CS) の推定方法

この論文は、①～③のプロセスを経て離別父親による養育費の金額を推定している。

① 離別父親の年収（離婚時）を Tobit モデル(N=420)で推定する（表4）。

※498 対象世帯中、70 世帯は離別父親の年収が欠損値になっている。

② 係数推定値を用いて離別父親(N=498)の年収予測値を算出する。

③ Wisconsin 養育費ガイドライン（下記の式）に従い、養育費の金額を算出する。

養育費 = 離別父親の年収予測値 × N

ただし、N = 17% if 子どもが1人

25% if 子どもが2人

29% if 子どもが3人

31% if 子どもが4人

34% if 子どもが5人以上

## 【コメント】

・離別父親の年収推定に Tobit モデルが用いられているが、対数線形モデルの方がより適切ではないかと思う。

（理由）離別父親の就業率は非常に高く、年収ゼロの父親の割合は4%前後しかないので、制限従属モデルを用いる正当性は低いと思われる。

・表4で推定されているのは「離婚時年収」ですが、養育費の金額に影響を与えるのは、「現在年収」である。「離婚経過年数」が長ければ長いほど、両者の乖離（年功賃金の場合、「現在年収」≫離婚時年収）が大きくなるはずである。そのギャップをどう埋めるのか。

（提案）離別父親の年収予測値を算出する際に、「離婚経過年数」の限界効果（≒妻の年齢の限界効果）を考慮してはどうか。

・Wisconsin 養育費ガイドラインが養育費の試算に用いられているが、日本の養育費の取り決めにもっとも使われている「養育費簡易算定表」（東京・大阪養育費等研究会、2003）に比べて、その基準があまりにも高く、現実味が薄いと感じる。たとえば、離別父親（賃金収入者）の年収が1千万で子どもが1人の場合、養育費（年額）は、「Wisconsin 養育費ガ

イドライン」基準では170万円となるが、「簡易算定表」基準では48万円～144万円となる（※年収1千万円以上の離別父親が実際に支払った養育費の平均額は68万円である。出所：周2012）。

（対策1）若干複雑になるが、「簡易算定表」基準で養育費の金額を算出する。詳細は、松島(2010)を参照。

（対策2）対策1を講じられない場合、算定方式の違いによって養育費額が最大どの程度乖離するかを明記した上、留保意見を述べるべきである。

### (3) 養育費徴収の効果シミュレーション

・養育費の受取がもたらす所得の増加は、余暇の価値を高め、母親の就業時間数（就業収入）を減らす効果も考えられる。養育費の受取に伴うこうした母親の就業行動の変化を考慮しないと、養育費徴収における貧困率低下・福祉依存の解消効果を過大評価してしまう恐れがある。そこで、この論文は、母親の就業収入額が非稼働所得（Unearned income）にどのくらい影響されているかをまず推定して（表5）、その結果をもって母親の就業調整が行った場合の養育費徴収の効果をシミュレーションした（図3）。

#### 【コメント】

母親の就業調整が行われた場合のシミュレーション結果と、行わなかった場合のシミュレーション結果がほとんど変わらないとされている（図3）が、表5の推定結果では非稼働収入の弾性値が $-0.118$ ～ $-0.342$ （統計的有意）となっており、非稼働収入が10%上昇すれば、母親の就業収入が1.2%～3.4%減少すると見られる。一見整合的ではないこの2つの結果が得られた理由について、詳しい説明また仮説があるとより分かりやすいと思う（たとえば、非稼働収入に占める養育費の割合が非常に低い等）。

（以上）